

「一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、エレベーターの防災対策改修に要する費用（エレベーターの防災対策改修に係る工事費に 23.0%を乗じて得た額とする。以下この号において同じ。）の 3 分の 1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、エレベーターの防災対策改修に要する費用の 3 分の 1 又は地方公共団体が補助する額の 2 分の 1 のいずれか低い額とする。」

五 第 8 項第 1 号は次のように読み替える。

「一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、エスカレーターの脱落防止措置に要する費用（エスカレーターの脱落防止措置に係る工事費に 23.0%を乗じて得た額とする。以下この号において同じ。）の 3 分の 1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、エスカレーターの脱落防止措置に要する費用の 3 分の 1 又は地方公共団体が補助する額の 2 分の 1 のいずれか低い額とする。」

イー 16－（12）-②住宅・建築物アスベスト改修事業の基礎額

1 住宅・建築物のアスベスト対策の計画的実施の誘導に関する事業及びこれに附帯する事業

本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、当該事業に要する費用の 2 分の 1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、当該事業に要する費用の 3 分の 1 又は地方公共団体が補助する額の 2 分の 1 のいずれか低い額とする。

2 アスベスト含有調査等に関する事業

本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、アスベスト含有調査等に要する費用（アスベスト対策に係る建築物のデータベース作成費用を含む。また、耐震診断を一体的に実施する場合にあっては、耐震診断と共通して必要となる費用を含む。以下同じ。）又は国土交通大臣が認める額のいずれか低い額、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、アスベスト含有調査等に要する費用、国土交通大臣が認める額又は地方公共団体が補助する額のいずれか低い額とする。

3 アスベスト除去等に関する事業

一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、アスベスト除去等に要する費用（調査設計計画費を含み、特定行政庁からのアスベスト除去等の勧告を受けたものにあっては、補償費を含む。また、耐震改修等を一体的に実施する場合にあっては、耐震改修等と共通して必要となる費用を含む。住宅・建築物の除却を行う場合にあってはアスベスト除去等に要する費用相当分とする。以下イー 16－（12）関係部分において同じ。）の 3 分の 1、民間事業者が当該事業を行う場合にあっては、アスベスト除去等に要する費用の 3 分の 1 又は地方公共団体が補助する額の 2 分の 1 のいずれか低い額とする。

二 調査設計計画費には、アスベスト除去等のための複数の施設を含む地域単位の事業計画策定を行う費用を含む。

イー 16－（12）-③がけ地近接等危険住宅移転事業に係る基礎額等

イ－１６ 住環境整備事業

１ 本事業の基礎額等は、表イ－１６－（１２）－１に掲げるとおりとする。

表イ－１６－（１２）－１ かけ地近接等危険住宅移転事業に係る基礎額等

経費	施行者	交付対象事業の内容	限度額	交付率
危険住宅の除却等に要する経費 (除却等費)	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する費用を交付する事業	危険住宅の除却に要する費用については１戸当たり「令和６年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」(令和６年３月２９日付国住備第４５９号、国住整第１２３号、国住市第８７号国土交通事務次官通知)第９により算出した除却工事費を限度とし、その他除却等に要する費用(動産移転費等)については１戸当たり 975 千円を限度とする。	2分の1
危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)及び改修に要する経費 (建物助成費)	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設、購入(これに必要な土地の取得を含む。)及び改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子(年利率 8.5%を限度とする。)に相当する額の費用を交付する事業	1戸当たり 4,210 千円(建物 3,250 千円、土地 960 千円)を限度とする。 ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家 10 戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域については、1戸当たり 7,318 千円(建物 4,650 千円、土地 2,060 千円、敷地造成 608 千円)を限度とする。	2分の1
事業推進経費	地方公共団体	事業計画の策定、対象地域の調査等	—	2分の1

２ 危険住宅に代わる住宅について、都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化調整区域内にあって、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき都道府県知事が指定した土砂災害警戒区域内又は浸水想定区域(水防法第 14 条第 1 項に基づき国土交通大臣が指定した洪水浸水想定区域及び同条第 2 項に基づき都道府県知事が指定した洪水浸水想定区域又は同法第 14 条の 3 第 1 項に基づき都道府県知事が指定した高潮浸水想定区域であって、浸水想定高さ 3 m 以上の区域に限る)内に新築するものである場合は、原則として本事業による建設助成費の補助限度額を半額とする。